

子育て

乳幼児健康相談

保健師・栄養士が発育、離乳食、育児などの相談をお受けします。お母さん同士のお話の場としてもご利用ください。申込不要。

日時 7月2日(月)10時～11時30分

場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳

問合せ 保健推進課

☎72・3124



歯科検診・フッ素塗布

対象 おおむね0歳～4歳

日時 0・1・3歳代7月18日(水)

10時～11時 / 2・4歳代7月24日(火)10時～11時

場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ

問合せ 保健推進課

☎72・3124

こども発達相談

就学前のお子さんの育児について、発達相談員・保健師がお子さんと一緒に遊びながら相談・

アドバイス。

日時 7月25日(水)10時～15時

場所 りんくる

申込 問合せ 保健推進課

☎72・3124

健康・福祉

街頭献血

日時・場所 ①7月19日(木)9時～11時30分 (協石狩新港卸センター(新港西1・721))

②7月24日(火)14時～17時 イ

オンスパーセンター石狩緑苑

台店(緑苑台中央1・2)

問合せ 市献血推進協議会(福祉総務課内) ☎72・3127

認知症サポーター養成講座

認知症の方を温かく見守る「応援者」になりませんか。

日時 7月25日(水)10時～12時

場所 りんくる

問合せ 地域包括支援センター

☎75・6677

成人健康相談

生活習慣病やメタボリック症候群の予防・改善、女性特有の更年期障害など健康に関する相談に保健師・栄養士が応じます。動脈硬化早期発見に役立つ「簡易血管年齢測定」もできます。

※個室希望者は申込時に応相談
日時 7月26日(木)10時～11時30分(時間予約制)

場所 りんくる

持ち物 お持ちの方は健康手帳、健診受診者は健診結果票も

申込締切 7月23日(月)

問合せ 保健推進課

☎72・3124

お口の健康教室

対象 65歳以上の市民

日時 7月30日(月)10時～10時45分

場所 りんくる

内容 お口の正しいお手入れ方法、歯ぐきからの出血の有無を調べるテスト、歯垢染め出し等

※希望者は、教室終了後歯科衛生士による個別指導を受けることができます(申込時要予約)

定員 5人(先着順)

持ち物 普段お使いの歯ブラシ

申込締切 7月23日(月)

申込・問合せ 地域包括支援センター介護予防担当

☎72・7017

生活習慣病やメタボリック症候群の予防・改善、女性特有の更年期障害など健康に関する相談に保健師・栄養士が応じます。動脈硬化早期発見に役立つ「簡易血管年齢測定」もできます。

AEDを使用する
日赤救急法講習会

家庭や地域などでの思いがけない事故や病氣から自分自身を守り、急病人やケガ人を正しく救助して救急隊員などに引き渡

平成23年度 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成23年度の情報公開制度・個人情報保護制度の請求件数は、22年度と比較すると、情報公開制度は2件の増、個人情報保護制度は1件の減となりました。異議申し立ての件数は3件でした。

市の情報公開条例(第6条)・個人情報保護条例(第6条)において、毎年、制度の実施状況を公表することが定められています。

個人情報保護制度

実施機関 の名称	開示の 請求件数	全部開示 決定件数	一部開示 決定件数	不開示 決定件数	文書不存在 決定件数
議会	0	0	0	0	0
市長	3	0	2	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0
計	3	0	2	0	1

情報公開制度

実施機関 の名称	開示の 請求件数	全部開示 決定件数	一部開示 決定件数	不開示 決定件数	文書不存在 決定件数	存在応答 拒否決定件数
議会	0	0	0	0	0	0
市長	15	11	3	0	1	0
教育委員会	3	1	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	18	12	5	0	1	0

情報公開コーナー 審議会の議事録等をはじめとした行政資料がそろっています。行政資料については、コーナー内で閲覧ができ、A3判まで1枚10円でその場でコピーもできます。パンフレットは、ご自由にお持ち帰りください。また、パソコンでインターネットを利用すること(10分100円)や、ファクスを利用することもできます(1通100円)。

問合せ 情報推進課 ☎72-3681

infoプラス

気象台では、竜巻発生のおそれがある場合、「雷注意報」や「雷と突風に関する気象情報」を発表します。今まさに竜巻が発生しやすい状況になった場合には、「竜巻注意報」を発表。同HP「竜巻発生確度ナウキャスト」では危険な区域の詳細も把握できます。(札幌管区気象台)

☎ 72・6121

申込・問合せ 高齢者支援課

介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要



介護保険利用者負担限度額の認定

介護保険施設に入所、または短期入所利用者の居住費や食費の負担限度額は、本人および世帯員の市民税課税状況と所得に応じて設定されます。

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書・介護保険被保険者証

申込・問合せ 高齢者支援課

☎ 72・6121

社会福祉法人等利用者負担額の軽減

社会福祉法人および市に申し出のあった訪問介護（介護予防）事業者で介護保険サービスを受けている方の利用者負担割合を、本人および世帯員の収入状況等に応じて4分の3に軽減します。

対象 サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設（地域密着型含む）

対象 次の全てに該当する方

① 市町村民税非課税世帯の方

② 世帯の年間収入が150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）の方

③ 世帯の預貯金等の額が350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）の方

④ 自宅など日常生活のために必要な資産以外に資産がない方

⑤ 介護保険料を滞納していない方

※すでに確認証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書、介護保険被保険者証、預貯金通帳等、年金支払通知書など

※生活保護を受給されている方は内容が異なりますのでお問い合わせください

申込・問合せ 高齢者支援課

☎ 72・6121

申請に必要なもの 申請書、介護保険被保険者証

申請に必要なもの 申請書、介護保険被保険者証

☎ 72・6121

申込・問合せ 高齢者支援課
☎ 72・6121

旧日本赤十字社 救護看護婦等の方へ

先の大戦において、戦地に派遣され衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海空軍従軍看護婦の方に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈します。詳しくはお問い合わせください。

請求期限 平成25年3月31日

問合せ 総務省大臣官房総務課管理室業務担当

☎ 03・5253・5182

特定疾患医療受給者証

現在お持ちの「特定疾患医療受給者証」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」の有効期間は9月30日までです。更新受付は随時行っています。 ※石狩市内集中・出張受付の日程（8月）は、次号でお知らせします

問合せ 江別保健所

☎ 011・383・2111

平成25年度 石狩北部地区消防事務組合職員採用試験

職種区分		受験資格
上級	石狩消防署	学校教育法による大学（短期大学を除く）もしくはこれに相当すると認められる学校等を卒業した方、または平成25年3月までに卒業見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方
予定人数		
2人		

※初級職（高校 短大卒）の試験は、7月中旬にお知らせする予定です

採用予定日 平成25年4月1日

1次試験日 8月4日（土）

試験会場 りんくる（花川北6-1-41-1）

受付期間 6月28日（木）～7月19日（木）8:45～17:15

※土曜・日曜・祝日の受付は行いません

※郵送の場合は、7月19日（木）消印有効

申込方法 石狩北部地区消防事務組合消防本部または各消防署に配置する受験申込書に必要事項を記入し提出（郵送可）

申込・問合せ 〒061-3211 花川北1-1-2-3

石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課 ☎ 74-5119

「ニコピン編集部」をご存じですか？

ニコピン編集部とは、情報誌「遊歩」を作成している団体です。「遊歩」は、高齢者の閉じこもり予防が目的で、市民が自ら企画・取材・編集などを行い、外に出掛けるきっかけとなるよう発行しています。

情報誌「遊歩」

紙面は、A3二つ折りの4ページです。表紙のほか、「ひと」「まち」「くらし」の3部で構成され、元気な高齢者やすてきな散歩道、市民サークル活動など、家に閉じこもりがちな高齢者が思わず外に出てみたくなるような情報を掲載しています。年4回広報いしかりに折り込んで皆さんの自宅にお届けしています。

活動内容

「遊歩」の企画、取材、編集は全て編集局員がやっています。具体的には、取材、写真の撮影、文章の作成、パソコンによる編集などです。みんなで楽しみながら情報誌を作る、生きがいづくりの事業であることから報酬等はありません。

編集局員は随時募集！

応募資格はありませんので、いつでも、どなたでも参加できます。文章やイラスト、写真、パソコン操作などの特技をお持ちの方や、ただ興味があるという方も大歓迎です。生きがいづくりも兼ねて、皆さんで楽しみながら情報誌を作ってみませんか！

申込・問合せ 高齢者支援課 ☎ 72-6121